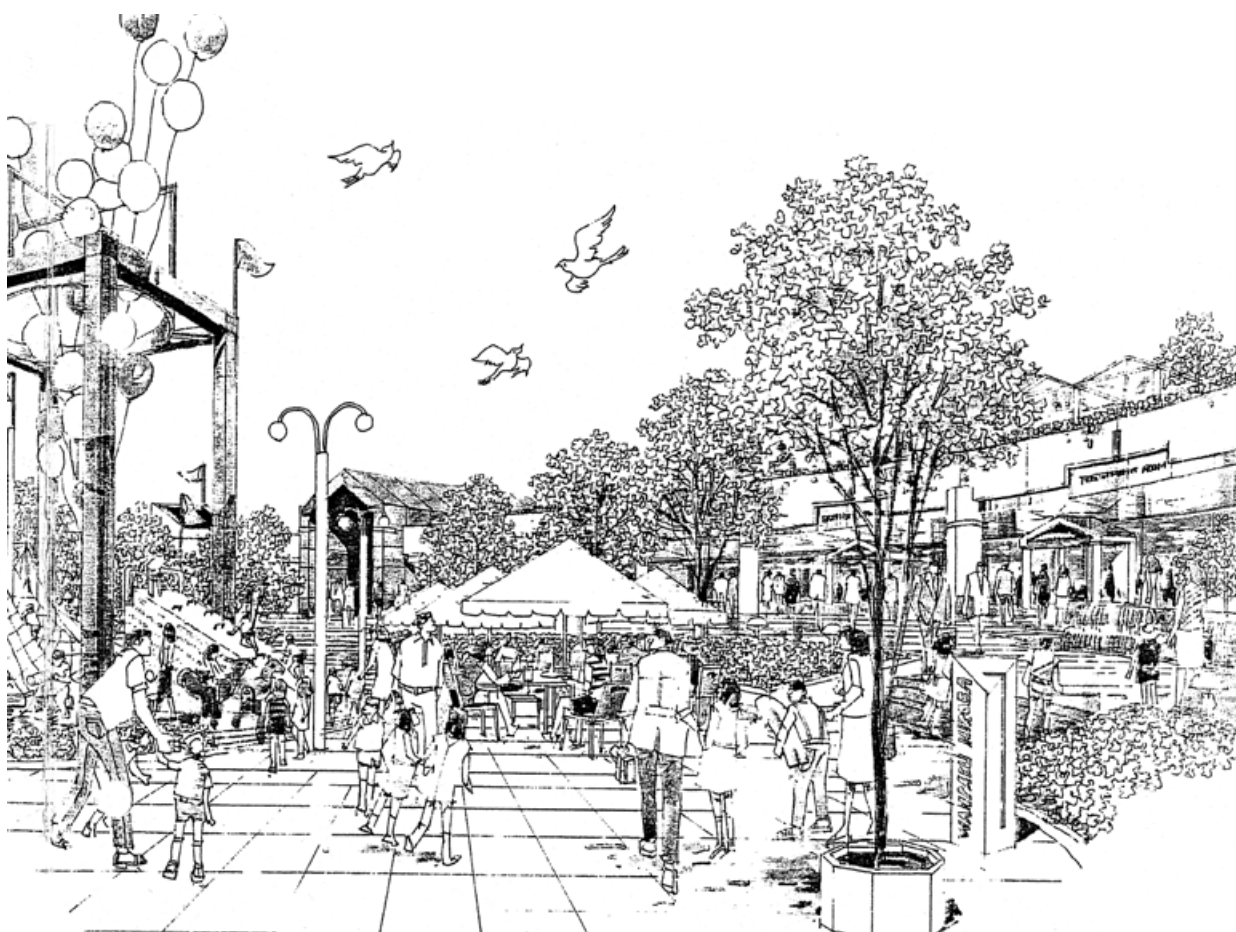


山ノ内地区地区計画の手引き



はじめに

山ノ内地区は、平成5年から平成11年にかけて組合土地区画整理事業が施行された地区であり、利便性を兼ね備えた質の高い住宅地の形成を図るため、山ノ内地区地区計画（平成11年1月19日）が定められました。

その後、山ノ内下・関山下土地区画整理事業の換地処分（平成11年8月27日）に伴い、当該地区計画区域内の地名が「大字蓮田字山ノ内下及び字関山下の各一部」から「山ノ内の全部」に変更されたため、平成29年5月30日に地区計画を変更いたしました。

地区計画とは、建築物の用途や形態・敷地等に関すること、また地区施設・土地利用に関することについての約束をつくり、それによって緑の多い居住環境の保全・向上を目指していこうというものです。

この地区計画区域内に新築、増改築する皆様には、この地区計画の手引きを熟読され、地区計画の趣旨をご理解いただき、居住環境の保全に努めて下さるようお願いする次第であります。

自分達の環境は自分達で守ることを目的に、お互いにルールを守り後世に質の高い環境を引き継いで行きたいと考えておりますので、皆様のご協力をお願い申し上げます。

目次

はじめに

I. 地区計画の内容

1. 地区計画計画書 1
2. 用途の制限について 5
3. 敷地面積の最低限度について 7
 - ・地区区分図 9
 - ・地区整備計画図 10
4. 壁面の位置の制限について 11
5. 建築物等の形態又は意匠の制限 12
6. 垣又は柵の構造の制限 13

II. 届出

1. 届出の必要な行為 14
2. 届出の方法 15
3. 届出から工事着手まで 16
4. 届出書様式 17

I. 地区計画の内容

1. 地区計画計画書

決定告示年月日
平成 29 年 5 月 30 日

名 称	山ノ内地区地区計画	
位 置	蓮田市山ノ内の全部	
面 積	約 9.5 h a	
地区計画の目標	<p>本地区は、JR宇都宮線蓮田駅の北西約750mに位置し、主要地方道さいたま栗橋線に面しており、住宅を主体とし、「にぎわい」と「ゆとり」のあるまちづくりの形成を図るため、組合土地区画整理事業が施行された地区である。</p> <p>本地区計画は、基盤整備により計画的に配置された「住宅ゾーン」、「生活利便施設ゾーン」及び「沿道サービスゾーン」をそれぞれ良好な環境に誘導するため建築物等の規制・誘導を行い、利便性を兼ね備えた質の高い住宅地の形成を図ることを目的とする。</p>	
区域の整備・開発及び保全の方針	土地利用の方針	「住宅ゾーン」を中心に、主要地方道さいたま栗橋線沿道には、「生活利便施設ゾーン」及び「沿道サービスゾーン」を配置し、土地利用の純化を図る。
	地区施設の整備の方針	公共施設は、土地区画整理事業により整備されており、今後ともその機能の維持、保全を図る。
	建築物等の整備の方針	<p>地区計画の目標に沿った良好な住宅地の形成を図り、その住環境の維持・保全を図るため、建築物等の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度及び壁面の位置の制限等を行う。</p> <p>なお、壁面の位置の制限により生じた空地については、緑化の推進を図る。また、主要地方道さいたま栗橋線沿道部分で、壁面の位置の制限により生じた空地については、歩道と一体的な整備を行うことで、ゆとりある歩行者空間を創る。</p> <p>また、快適な街並み、景観を創出するために敷地内緑化の推進を図るとともに屋外広告物及び建築物の形態・意匠の制限を行う。</p>
地区整備計画	地区施設の配置及び規模	公園及び緑地 公園 約 12,000㎡

地区整備計画	地区の区分	区分の名称	住宅ゾーン (第1種中高層住居専用地域)	生活利便施設ゾーン (準住居地域)										
		区分の面積	約5.3ha	約1.1ha										
	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	<p>次の各号に掲げる建築物以外は建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 住宅 2. 共同住宅、寄宿舎又は下宿 3. 研修所 4. 病院 5. 老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの 6. 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの 7. 集会所 8. 診療所 9. 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物 10. 前各号の建築物に附属するもの 	<p>次の各号に掲げる建築物以外は建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 店舗、事務所、飲食店等で床面積の合計が4,000㎡以内のもの 2. 診療所 3. 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物 4. 前各号の建築物に附属するもの 										
		建築物の敷地面積の最低限度	150㎡	1,000㎡										
		壁面の位置の制限	<p>建築物の外壁若しくはこれに代わる柱の面から敷地境界までの距離は下表の左欄の区分に応じ、同表右欄に掲げる数値以上とする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>敷地面積</th> <th>距離</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,000㎡以上</td> <td>5m</td> </tr> <tr> <td>600㎡以上 1,000㎡未満</td> <td>3m</td> </tr> <tr> <td>300㎡以上 600㎡未満</td> <td>2m</td> </tr> <tr> <td>300㎡未満</td> <td>1m</td> </tr> </tbody> </table>	敷地面積	距離	1,000㎡以上	5m	600㎡以上 1,000㎡未満	3m	300㎡以上 600㎡未満	2m	300㎡未満	1m	<p>建築物の外壁若しくはこれに代わる柱の面から敷地境界までの距離は2m以上とする。</p>
		敷地面積	距離											
		1,000㎡以上	5m											
		600㎡以上 1,000㎡未満	3m											
300㎡以上 600㎡未満	2m													
300㎡未満	1m													
建築物等の形態又は意匠の制限	<p>建築物等の形態又は意匠については、周辺の環境との調和を図るなど景観に配慮する。</p> <p>また、「屋外広告物」については自己用のみとし、刺激的な色彩又は装飾を用いることなどにより、美観風致を損なうものは設置してはならない。</p>													
垣又は柵の構造の制限	<p>道路に面する垣又は柵の構造は、次の各号に掲げるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 生垣・竹垣 2. 透視可能な高さ1.5m以下のフェンス <p>ただし、前各号の基礎等で高さ0.6m以下のものについてはこの限りではない。</p>													

地区整備計画	地区の区分	区分の名称	沿道サービスゾーン A (準住居地域)
		区分の面積	約1.3ha
	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 1. 住宅 2. 共同住宅、寄宿舍又は下宿 3. ホテル又は旅館 4. 公衆浴場 5. 法事センター 6. 畜舎 7. マージャン屋、パチンコ屋、射的場、勝馬投票券発売場、場外車券場 その他これらに類するもの 8. カラオケボックスその他これらに類するもの 9. 倉庫(ただし、主たる建築物に附属するものを除く) 10. 工場(ただし、建築基準法施行令第130条の6に規定する工場及び原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が150㎡を超えない自動車修理工場を除く。) 11. 店舗、事務所、飲食店等で床面積の合計が3,000㎡を超えるもの
		建築物の敷地面積の最低限度	1,000㎡
		壁面の位置の制限	建築物の外壁若しくはこれに代わる柱の面から敷地境界までの距離は2m以上とする。
		建築物等の形態又は意匠の制限	建築物の形態又は意匠については、周辺環境との調和を図り景観に配慮する。 また、「屋外広告物」については自己用のみとし、刺激的な色彩又は装飾を用いることなどにより、美観風致を損なうものは設置してはならない。
垣又は柵の構造の制限	道路に面する垣又は柵の構造は、次の各号に掲げるものとする。 1. 生垣・竹垣 2. 透視可能な高さ1.5m以下のフェンス ただし、前各号の基礎等で高さが0.6m以下のもの又は防災上必要なものについてはこの限りでない。		

地区整備計画	地区の区分	区分の名称	沿道サービスゾーン B (準住居地域)
		区分の面積	約0.6ha
	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 1. 住宅 2. 共同住宅、寄宿舎又は下宿 3. ホテル又は旅館 4. 公衆浴場 5. 法事センター 6. 畜舎 7. マージャン屋、パチンコ屋、射的場、勝馬投票券発売場、場外車券場 その他これらに類するもの 8. カラオケボックスその他これらに類するもの 9. 店舗、事務所、飲食店等で床面積の合計が3,000㎡を超えるもの
		建築物の敷地面積の最低限度	1,000㎡
		壁面の位置の制限	建築物の外壁若しくはこれに代わる柱の面から、道路及び河川境界までの距離は4m以上、隣地境界までの距離を2m以上とする。
		建築物等の形態又は意匠の制限	建築物等の形態又は意匠については、周辺の環境との調和を図り景観に配慮する。 また、「屋外広告物」については自己用のみとし、刺激的な色彩又は装飾を用いることなどにより、美観風致を損なうものは設置してはならない。
垣又は柵の構造の制限	道路及び河川に面する垣又は柵の構造は、次の各号に掲げるものとする。 1. 生垣・竹垣 2. 透視可能な高さ1.5m以下のフェンス ただし、前各号の基礎等で高さが0.6m以下のもの又は防災上必要なものについてはこの限りでない。		

「区域及び地区の細区分は地区整備計画図のとおり」

2. 用途の制限について

1. 「住宅ゾーン」では、下表－1で○印がついている用途の建築物を建築することができます。

表－1

第1種中高層住居専用地域で建築することができる建築物 【建築基準法別表第2 (は)】	地区計画で建築することができる建築物
1. 住宅	○
2. 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち政令で定めるもの。	
3. 共同住宅、寄宿舎又は下宿	○
4. 病院	○
5. 学校（大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校を除く。）図書館 その他これらに類するもの 【建築基準法 別表第2 (い)】	※1
6. 神社、寺院、教会その他これらに類するもの	
7. 老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの	○
8. 公衆浴場（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項第1号に該当する営業（以下この表において「個室付浴場業」という。）に係るものを除く。）	
9. 診療所	○
10. 巡査派出所、公衆電話所、その他これらに類する政令で定める公益上必要な建築物【建築基準法 別表第2 (い)】	○
11. 老人福祉センター、児童厚生福祉施設、その他これらに類するもの	○
12. 大学、高等専門学校、専修学校その他これらに類するもの 【建築基準法 別表第2 (は)】	※2
13. 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもののうち政令で定めるものでその用途に供する部分の床面積の合計が500㎡以内のもの（3階以上の部分をその用途に供するものを除く。）	
14. 自動車車庫で床面積の合計が300㎡以内のもの又は都市計画として決定されたもの（3階以上の部分をその用途に供するものを除く。）	
15. 公益上必要な建築物で政令で定めるもの 【建築基準法 別表第2 (は)】	○
16. 前各号の建築物に附属するもの（政令で定めるものを除く）	○

※1 集会所に限ります。

※2 研修所に限ります。

2. 「生活利便施設ゾーン」では、下記に掲げる用途の建築物を建築することができます。

1. 店舗、事務所、飲食店等で床面積の合計が 4,000㎡以内のもの
2. 診療所
3. 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物（「住宅ゾーン」表－1の10に準ずる。）
4. 前各号の建築物に附属するもの（「住宅ゾーン」表－1の16に準ずる。）

3. 「沿道サービスゾーン」では、計画書において建築してはならない建築物を記載しています。下表－2で×印の用途の建築物は、当地区の位置の特性及び周辺の住宅環境の保全を考慮し、建築することはできません。

4. 適用の除外

本地区計画決定日【平成11年1月19日（以下「基準日」という。）】に適法に存する建築物又は建築、修繕若しくは模様替えの工事中の建築物については、「建築物等の用途の制限」の適用は行いません。

表－2

用 途	沿道サービスゾーンA	沿道サービスゾーンB
1. 住宅	×	×
2. 共同住宅、寄宿舎又は下宿	×	×
3. ホテル又は旅館	×	×
4. 公衆浴場	×	×
5. 法事センター ※1	×	×
6. 畜舎	×	×
7. マージャン屋、パチンコ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券場その他これらに類するもの ※2	×	×
8. カラオケボックスその他これらに類するもの	×	×
9. 倉庫（ただし、主たる建築物に附属するものを除く。）	×	
10. 工場（ただし、建築基準法施行令第130条の6に規定する工場及び原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が150㎡を超えない自動車倉庫を除く。）	×	
11. 店舗、事務所、飲食店等で床面積の合計が3,000㎡を超えるもの	×	×

※1 法事センターとは、営業を目的とし、葬儀や法事等を行う場所を提供し、不特定多数の人々が集まる集会場等。

※2 ゲームセンターは、上表－2の7「その他これらに類するもの」に属します。

3. 敷地面積の最低限度について

1. 建築物の敷地面積の最低限度は、それぞれ下表のとおりです。

表-3

	住宅ゾーン	生活利便施設ゾーン	沿道サービスゾーンA, B
敷地面積の最低限度	150㎡	1,000㎡	1,000㎡





2. それぞれの地区において、上表に掲げる数値以上の土地について、基準日以降、上表の数値を下回る場合、その土地は、建築物の敷地として使用することはできません。

3. 適用の除外





基準日に「建築物の敷地面積の最低限度」に満たない敷地は、「建築物の敷地面積の最低限度」の適用を行いません。ただし、建築物の敷地を改変する場合には、表-3で示した数値以下に設定することはできません。

[建築物の敷地として使用する場合]

例1 (住宅ゾーン)

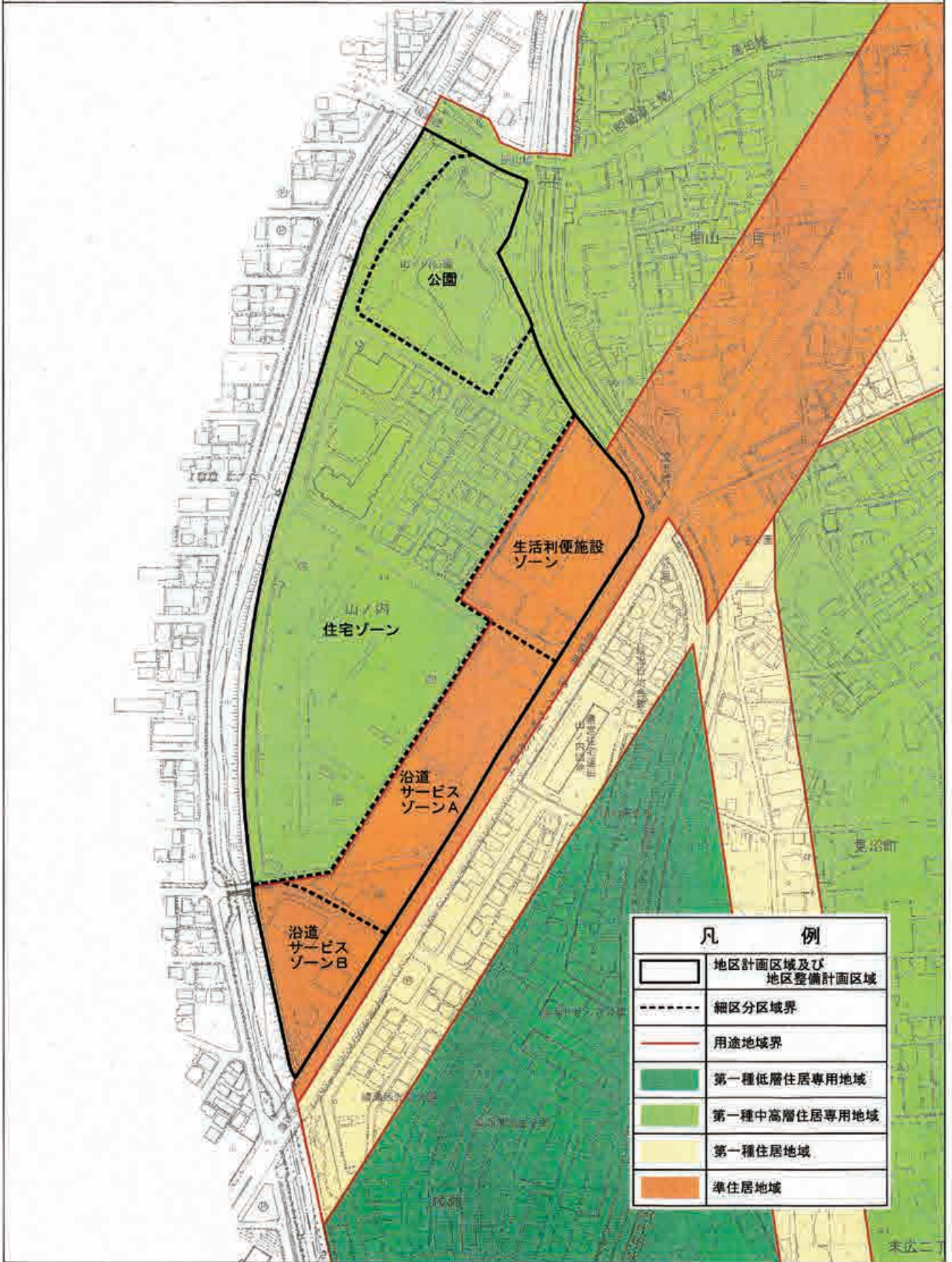
地区計画決定前		地区計画決定後	評価
140㎡	⇒	 140㎡	適用の除外
150㎡	⇒	100㎡ 50㎡	不適合
320㎡	⇒	 150㎡  170㎡	適合
290㎡	⇒	 150㎡ 140㎡	不適合

〔建築物の敷地として使用する場合〕
 例2（生活利便施設ゾーン、沿道サービスゾーン）

地区計画決定前	地区計画決定後	評価
<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 900㎡ </div>	⇒ <div style="display: inline-block; border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">  900㎡ </div>	適用の除外
<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 1,000㎡ </div>	⇒ <div style="display: inline-block; border: 1px solid black; width: 50px; height: 50px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 700 ㎡ </div> <div style="display: inline-block; border: 1px solid black; width: 50px; height: 50px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin-left: 20px;"> 300 ㎡ </div>	不適合
<div style="border: 1px solid black; width: 150px; height: 50px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 2,000㎡ </div>	⇒ <div style="display: inline-block; border: 1px solid black; width: 100px; height: 50px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">  1,000㎡ </div> <div style="display: inline-block; border: 1px solid black; width: 100px; height: 50px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin-left: 20px;">  1,000㎡ </div>	適合
<div style="border: 1px solid black; width: 150px; height: 50px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 1,800㎡ </div>	⇒ <div style="display: inline-block; border: 1px solid black; width: 100px; height: 50px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">  1,000㎡ </div> <div style="display: inline-block; border: 1px solid black; width: 100px; height: 50px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin-left: 20px;"> 800 ㎡ </div>	不適合

地区区分図

山ノ内地区



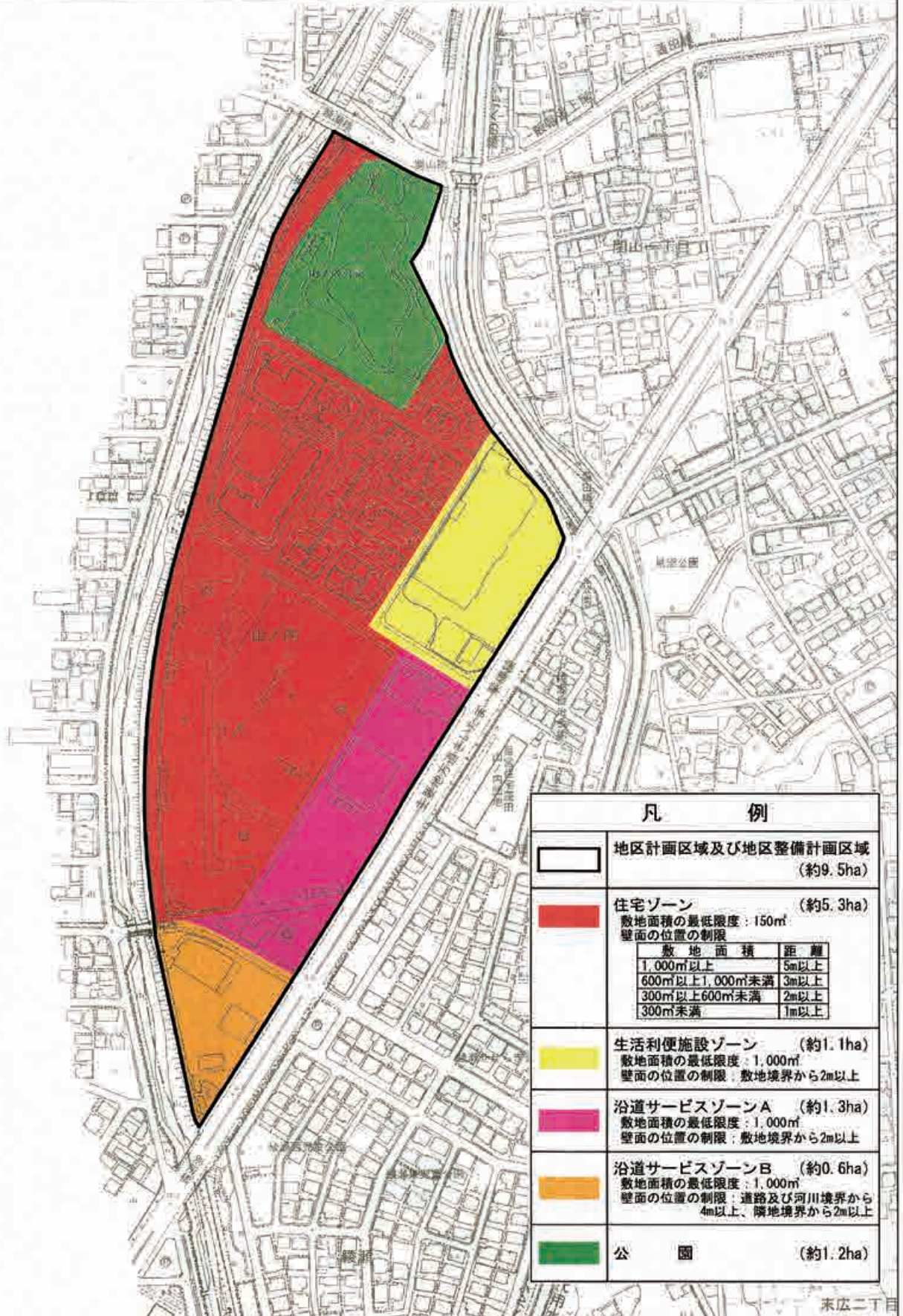
凡 例	
	地区計画区域及び 地区整備計画区域
	細区分区域界
	用途地域界
	第一種低層住居専用地域
	第一種中高層住居専用地域
	第一種住居地域
	準住居地域

地区整備計画図

(地区施設の配置及び規模)
(建築物等に関する事項)
(壁面の位置の制限)

山ノ内地区

0 25 50 100 150m
1:2,500



未広二丁目

4. 壁面の位置の制限について

建築物の外壁若しくはこれに代わる柱の面から敷地境界までの距離は、それぞれの地区ごとに下記のとおり定めます。

1. 「住宅ゾーン」は、敷地面積に応じて下表－4に掲げる数値以上とします。

表－4

敷地面積	距離
1,000㎡以上	5 m
600㎡以上 1,000㎡未満	3 m
300㎡以上 600㎡未満	2 m
300㎡未満	1 m

2. 「生活利便施設ゾーン」及び「沿道サービスゾーンA, B」は、下表－5のとおりとします。

表－5

生活利便施設ゾーン	建築物の外壁若しくはこれに代わる柱の面から、敷地境界までの距離は2 m以上とします。
沿道サービスゾーンA	建築物の外壁若しくはこれに代わる柱の面から、敷地境界までの距離は2 m以上とします。
沿道サービスゾーンB	建築物の外壁若しくはこれに代わる柱の面から、道路及び河川境界までの距離は4 m以上、隣地境界までの距離は2 m以上とします。

※ なお、基準日に「建築物の敷地面積の最低限度」に満たない土地については、全ての地区（「住宅ゾーン」、「生活利便施設ゾーン」及び「沿道サービスゾーンA, B」）において、建築物の外壁若しくはこれに代わる柱の面から敷地境界までの距離は、1 m以上とします。

3. 適用の除外

- 1) 基準日に存する建築物で、「壁面の位置の制限」に適合しない建築物については、当該規定を適用しません。ただし、その敷地に建築物を新築若しくは改築する際、又は増築する際の増築部分には、「壁面の位置の制限」に適合するようにしていただきます。
- 2) 以下に掲げるものについて、壁面の位置の制限の適用を除外します。ただし、周辺の良好な居住環境を維持・保全していく趣旨を鑑み、これらの配置については、届出前に蓮田市都市計画課と十分な調整をお願いいたします。

(「住宅ゾーン」、「生活利便施設ゾーン」、「沿道サービスゾーンA、B」共通)

1. 物置、その他これらに類する用途で軒の高さが2.3m以下かつ5㎡以内であるもの
2. 区域内の居住者若しくは法人のゴミ集積場
3. 受水槽、空調施設等の建築物及び工作物（ただし、最低1mは後退する。）

(「住宅ゾーン」)

1. 出幅（壁面から突出した幅）が50cm以下の出窓
2. 3面以上解放性のある平面車庫又は2段式の地下収納車庫（地上2段式〔複数台収納時に、複数台が地上に存するもの〕は、壁面の位置の制限の適用を受けず。）
3. 駐輪場

5. 建築物等の形態又は意匠の制限

自己用の「屋外広告物」とは、自己の氏名、名称、店名、商標又は自己の事務所若しくは営業の内容を表示するものをいいます。

6. 垣又は柵の構造の制限

垣又は柵の構造の制限は、道路境界において適用されます。

垣又は柵を設ける場合は、

1. 生垣、竹垣
2. 透視可能な1.5m以下のフェンス

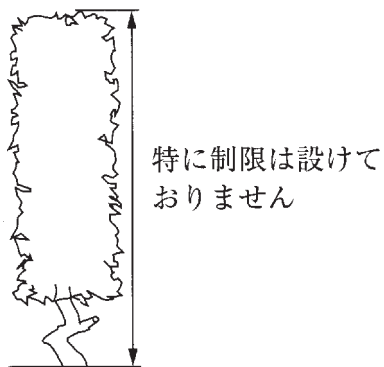
注1（1.2.それぞれの基礎等で高さが0.6m以下のものであれば制限を受けません。）

注2（沿道サービスゾーンA、Bについて、防災上必要なものであれば制限を受けません。）

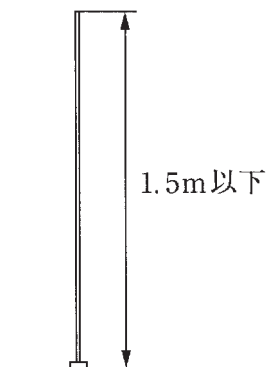
3. 門柱、門扉及びその袖壁については、この制限を受けません。

イメージ

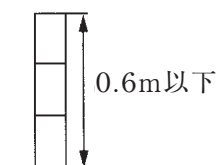
①生垣、竹垣



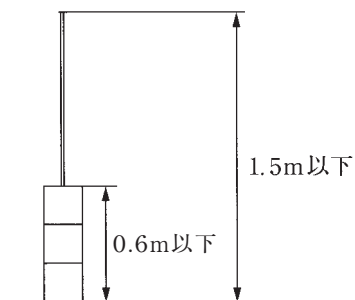
②フェンス



③基礎（コンクリートブロック）



④基礎（コンクリートブロック）＋フェンス



Ⅱ. 届 出

1. 届出の必要な行為

地区計画によってより良いまちづくりを進めていくには、計画に沿った建築行為等が行われるかどうかを事前に判断する必要があります。そこで、地区計画の区域内で以下の行為を行うときは、当該行為に着手する30日前までに届出をしていただくこととなります。(都市計画法第58条の2)

行 為	内 容
(1) 土地の区画形質の変更	切土・盛土及び区画の変更
(2) 建築物の建築 建築物の用途の変更	新築・改築・増築・移転 (カーポート・物置等も含む)
(3) 建築物等の形態意匠の設置又は改修	屋外広告物の設置又は改修
(4) 垣又は柵の設置又は改修	生垣又は竹垣の場合は不要

※ 届出が必要かどうか判断が難しい場合には、都市計画課までお問い合わせください。



2. 届出の方法

○届出先

蓮田市都市計画課

○期 日

工事（行為）着手の 30 日前まで

○届出書類

「地区計画内における行為の届出書」… 2 通

- ・届出書の様式は、蓮田市都市計画課及び市のホームページにあります。

「設計図書」… 2 通

- ・以下の表に示した図を添付してください。（必要に応じて、その他参考になる事項を記載した図書を添付してください。）

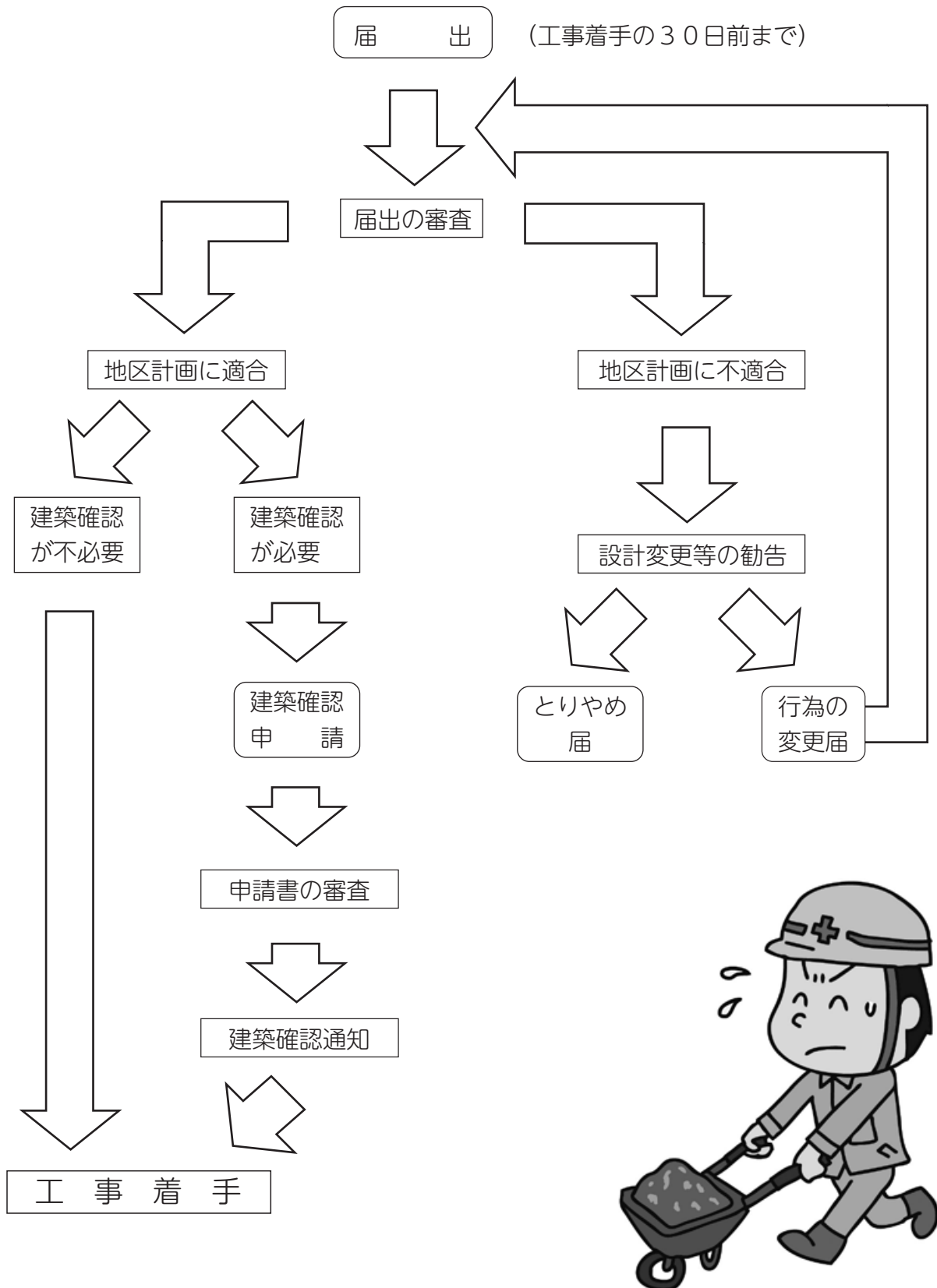
行為の種類	図 面	縮 尺	備 考
(1) 土地の区画 形質の変更	区域図	1/1,000 以上	当該土地の区域並びに当該区域及び当該区域 周辺の公共施設を表示
	設計図	1/100 以上	
(2) 建築物等の建築 又は建設	案内図	1/1,000 以上	方位、道路及び目標となる地物を表示
	配置図	1/100 以上	敷地内における建築物の位置を表示
	立面図	1/100 以上	2 面以上
	平面図	1/100 以上	各階のもの（建築物のみ）
(3) 建築物等の用途 の変更	案内図	1/1,000 以上	方位、道路及び目標となる地物を表示
	配置図	1/100 以上	敷地内における建築物の位置を表示
	立面図	1/100 以上	2 面以上
	平面図	1/100 以上	各階のもの（建築物のみ）
(4) 屋外広告物の 設置又は改修	案内図	1/1,000 以上	方位、道路及び目標となる地物を表示
	配置図	1/100 以上	敷地内における屋外広告物の位置の表示
	立面図	1/100 以上	控壁・配筋等を表示
(5) 垣又は柵の設置 又は改修	案内図	1/1,000 以上	方位、道路及び目標となる地物を表示
	配置図	1/100 以上	敷地内における垣又は柵の位置の表示
	立面図	1/100 以上	控壁・配筋等を表示
	断面図	1/100 以上	垣又は柵の高さ、基礎の根入れの深さを表示

注 1) 建築物等とは、「建築物その他の工作物」のことをいいます。

※ 届出の行為（設計又は施行方法）を変更した場合は、再度「変更届出書」（添付書類を含む）を提出してください。

3. 届出から工事着手まで

○届出が出されてから工事着手までは、以下ようになります。



届出書様式

地区計画内における行為の届出書

平成 年 月 日

蓮 田 市 長 様

住 所

届出者

氏 名

印

都市計画法第58条の2第1項の規定に基づき、

土地区画形質の変更
建築物の建築又は工作物の建設
建築物等の用途の変更
建築物等の形態又は意匠の変更

について、下記のとおり届け出ます。

記

1. 行為の場所 蓮田市
2. 用途地域 地域
3. 地区計画による建ぺい率・容積率等 街(地)区 ・ 建ぺい率 % ・ 容積率 %
4. 行為の着手予定日 平成 年 月 日
5. 行為の完了予定日 平成 年 月 日
6. 設計又は施工方法

					チェック欄	
(1)土地区画形質の変更		区域の面積			m ²	
建築物の建築 又は 工作物の建築 の建築 設計 の概要	(イ)行為の種別		<input type="checkbox"/> 建築物の建築 <input type="checkbox"/> 工作物の建設 <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 移転			
	(ロ)		届出部分	届出以外の部分	合計	/
	①敷地面積		m ²	m ²	m ²	
	②建築又は建設面積		m ²	m ²	m ²	
	③延べ面積		m ²	m ²	m ²	
	④建ぺい率及び容積率		建ぺい率 %	容積率 %		
	⑤最高の高さ		地盤面から		m	
	⑥最高の軒高		地盤面から		m	
	⑦建物用途		<input type="checkbox"/> 専用住宅 <input type="checkbox"/> 共同住宅 <input type="checkbox"/> その他 ()			
⑧垣又は柵の構造						
(3)建築物等の用途の変更	(イ)変更部分の延べ面積		m ²			
	(ロ)変更前の建物用途					
	(ハ)変更後の建物用途					
(4)建築物等の形態又は意匠の変更	変更の内容					
	盛土の制限					

備 考

1. 届出者が法人である場合は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載して下さい。
2. 地区計画において定められている内容に照らして、必要な事項について記載して下さい。
3. 同一の土地について2以上の種類の行為を行うときは、1つの届出書によることができます。

※連絡先 住 所

氏 名

TEL ()

* 市役所記入欄

壁面後退	
出窓(長さ)	
北側斜線	

	課 長	主 幹	副主幹	担 当
決裁印				

受 付 印

MEMO



A series of horizontal dotted lines spanning the width of the page, providing a guide for writing. There are 20 dotted lines in total, evenly spaced from the top of the page down to just above the footer.

MEMO



A series of horizontal dotted lines for writing, starting below the solid line and extending to the bottom of the page.

山ノ内地区地区計画の手引き



平成29年9月発行

編集・発行

蓮田市都市整備部都市計画課

〒349-0193 埼玉県蓮田市大字黒浜2799番地1

電話：048-768-3111 ファクシミリ：048-765-1700

メール：toshikei@city.hasuda.lg.jp

ホームページ：https://www.city.hasuda.saitama.jp